

令和元年 1 2 月第 3 2 号 (豚) 東部・北部家畜防疫獣医師会 (公社) 千葉県畜産協会 東部家畜保健衛生所 TEL: 0 4 7 5 (5 2) 4 1 0 1 FAX: 0 4 7 5 (5 2) 3 3 3 5 http://www.pref.chiba.lg.jp/ kh-toubu/index.html

PED発生情報(11~15例目)

	確定 診断日	発生農場	症状
11例目	11月23日	県北東部の1農場 (約2060頭飼養の繁殖農場)	繁殖豚20頭で下痢、嘔吐 哺乳豚600頭で黄色水様性下痢、 嘔吐
12例目	11月29日	県北東部の1農場 (約3830頭飼養の一貫農場)	繁殖母豚24頭中6腹の哺乳豚 60頭で黄色水様性下痢
13例目	12月4日	県北部の1農場 (約3140頭飼養の繁殖農場)	哺乳豚40頭で黄色水様性下痢、 そのうち7頭死亡
14例目	12月5日	県北東部の1農場 (約1500頭飼養の肥育農場)	肥育豚10頭で黄土色泥状下痢
15例目	12月5日	県北東部の1農場 (約3290頭飼養の一貫農場)	繁殖・育成豚8頭で泥状下痢

PED対策のため、飼養衛生管理・ワクチン接種の再徹底を!

- <u>侵入防止対策</u>によりウイルスを持ち込まない
- ·<u>飼養衛生管理、消毒</u>によりウイルスを減らす
- · <u>母豚の栄養管理、良好な畜舎環境</u>により母豚の乳量を保つ
- ワクチンにより新生子豚の発症を遅らせ、死亡率を軽減させる

と畜場における交差汚染防止対策の遵守をお願いします。 詳細は別紙をご参照ください。

豚の様子がおかしいな?と思ったら…

東部家畜保健衛生所 Tel.0475-52-4101

※夜間・休日は転送されますので、必ず5回以上コールしてください

県 内 各 養 豚 場 様

千葉県農林水産部畜産課長 (公 印 省 略)

と畜場における交差汚染防止対策の遵守について(通知)

日頃より、本県の畜産振興及び家畜防疫対策に御協力頂き厚く御礼申し上げます。 昨年9月に国内で発生したCSFは、一年以上が経過した現在も終息の兆しは見えず、予断を許さない状況です。

このような中、本年10月より、接種推奨地域における飼養豚のワクチン接種が始まり、ワクチン接種農場と非接種農場の双方からの出荷先となると畜場においては、「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針(令和元年10月15日一部改正)」に基づき、県による「と畜場の交差汚染防止対策の確認」が必須となりました。

これは、ワクチン接種豚と非接種豚の交差を防ぐためのルールをと畜場が定め、それが遵守されているということを確認するというもので、確認ができない場合、と畜場はワクチン接種農場からの豚の受入れができなくなります。

このため、各養豚場におかれましては、下記について必ず遵守していただきますようお願いいたします。

記

自身で豚を出荷する場合は、各と畜場の定めるルールを遵守すること。 また、出荷を依頼している場合は、業者に対し遵守を指導すること。 以下の点については特に留意すること。

- ①と畜場へ搬入した豚は、全て下ろし、豚を積んだまま退場しないこと。
- ②同日に複数回農場とと畜場を往復する場合であっても、と畜場への入退場毎に ルールに従った対策を遵守すること。
- ③養豚場への入退場の際は、飼養衛生管理基準を遵守すること。

担 当 家畜衛生対策室

TEL 043-223-3084

FAX 043-222-3098